

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社Cオフィスサービスセンター（以下「事業場」という。）において、オフィスサービス業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃、事業場に新しい女性の上司が転勤により赴任し、同年〇月頃からこの女性によるパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）が始まり、次第に事業場の他の職員が加わったモラルハラスメント（以下「モラハラ」という。）も始まり、精神的・肉体的に弱ってしまったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「神経症」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに転医し、「解離性（転換性）障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、G医師の平成〇年〇月〇日付け意見書及びH医師の平成〇年〇月〇日付け意見書を踏まえた上で、要旨、請求人は、平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインにおける「F44 解離性(転換性)障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したと述べている。

当審査会としても、被災者の症状等の経過に照らすと、F医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。)を策定しており、当審査会は、その取り扱いは妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、Iによるパワハラ及び同僚等も加わったモラハラ等による心理的負荷が原因で本件疾病を発病した旨主張するので、以下検討する。

(イ) 請求人は、平成〇年〇月末頃に事業場に異動してきたIから頻繁に悪口や嫌みを言われる等のパワハラを受けたと主張する。

この点、当審査会において一件記録を精査するも、各関係者の申述及び証拠からは、請求人の主張するIの頻繁な悪口や嫌みな発言及び無言の圧力により他の職員が請求人との接触を避けるように強いる等のいじめ、嫌がらせ行為があったという具体的な事実は確認できないことから、請求人の主張する当該出来事は、決定書理由に説示するとおり、認定基準別表1の具体的出来事の類型「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討することが妥当であると判断する。

その上で、請求人が主張するエクセルによるパソコン作業時や来客対応時にIから受けたとする言動について、その内容と経緯について検討したが、同言動は請求人の接客態度、仕事のやり方及び職場における協調性等請求人の職務能力の改善のために行われたものであり、一般的な業務指導の範囲内にあるものと判断することが相当であることから、その心理的負荷の総合評価を「弱」とする審査官の決定は妥当なものであると判断する。

(ウ) また、請求人は、同僚から複数回にわたって請求人の名札を盗難されたこと、請求人が使用していたパソコンの液晶画面を壊されたこと等のいじめ、嫌がらせを受けた旨主張する。当審査会として一件記録を精査したところ、各関係者の申述及び証拠から、これら名札の紛失やパソコンの液晶画面が破損したという事実は確認し得るものの、第三者による作為であるとの事実は確認できない。当審査会としては、具体的な証言や証拠がない以上、いじめ、嫌がらせを目的としてこれら紛失や破損が行われたとは判断し得ず、請求人の主張を採用することはできない。

なお、請求人は、本件公開審理において、会社関係者は、口裏を合わせて、虚偽の申述を行っている旨主張しているところ、当審査会においては、事実認定に係る関係者の申述及び証拠については各位の立場や事情を十分に斟酌して、その採否を決定しており、本件についても、上記会社関係者の申述については、その信憑性や矛盾の有無について精査したものであることを付言する。

ウ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

エ したがって、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事が1つであり、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らず、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。